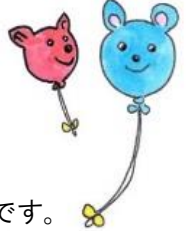


鎌倉市子どもの家早朝利用について

「子どもの家」は、学校休校日に限り、通常の利用開始時間より1時間早く受け入れが可能となります。利用を希望される場合は、青少年課もしくは子どもの家への申請が必要です。指定管理施設については、各施設（こしこえ、ふかさわ、にしかまくら、いまいずみ、やまさき子どもの家）の案内をご覧ください。

***子どもの家に入所していない方、臨時利用のみの方は利用できません。**

1 子どもの家の早朝利用について



(1) 利用時間

学校休校日（月～金曜日）	午前7時15分～午前8時15分
学校休校日（土曜日）	午前7時30分～午前8時30分

*学校休校日（月～金曜日）とは、夏休み等の長期休み・開校記念日・運動会の代休日などです。

*インフルエンザ等による学級閉鎖、悪天候による学校閉鎖、地震災害時等の際には、開所時間を変更することがあります。

(2) 利用できない日 学校開校日、子どもの家休所日

(3) 利用料金（早朝利用）月額2,300円（同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額）

*利用料（月額5,000円）及び夕方の延長利用料（月額2,300円）とは別で料金が発生します。

*ひと月あたりの利用回数や学年にかかわらず、同一の料金です。なお、月の途中で早朝利用開始（中止）があった場合、一部減額されることがあります（ただし、早朝利用開始と中止が同じ月内にある場合は、10日ごとに料金が変わります。詳細は青少年課へお問い合わせください。）。

開始日（終了日）	早朝利用料（括弧内は退所・中止の場合）
1～10日の間	2,300円（760円）
11～20日の間	1,530円（1,530円）
21～月末の間	760円（2,300円）

2 早朝利用申請手続き

(1) 早朝利用申請の受付について

利用開始希望日の2週間以上前の平日までに、「子どもの家延長利用申請書」を青少年課窓口もしくは子どもの家へ提出してください。

<例>4月1日（月）から利用希望…3月18日までに申請書を提出。

(2) 必要な書類について（青少年課・子どもの家・鎌倉市役所ホームページから入手することができます。）

ア 子どもの家延長利用申請書

*利用開始日をさかのぼって提出することはできません。

(3) 早朝利用の中止

利用期間の終期より前に早朝利用を中止する場合は、中止日の一週間前までに「子どもの家延長利用中止届」の提出が必要です。

*利用期間の終期まで利用される場合は、提出不要です。ただし、『子どもの家延長利用中止届』の提出がない場合、利用の有無にかかわらず延長利用料が発生します。

*中止日をさかのぼって提出することはできません。

《問い合わせ先》

〒248-8686

鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所こどもみらい部 青少年課

電話（直通） 0467(61)3886 FAX（代表） 0467(23)7505

E-mail: k-ssn@city.kamakura.kanagawa.jp

